

第5章 自然環境等で配慮すべき地域又は対象

5.1 自然環境等で配慮すべき地域又は対象の考え方

対象事業実施区域及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避すべき地域又は対象等について、以下に示すA～Cの3ランクに分けて整理した。

Aランク：「本事業の立地を回避すべき地域又は対象」

Bランク：「本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象」

Cランク：「本事業の立地に当たって留意する地域又は対象」

5.1.1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象

特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由を表 5.1-1 に示す。

表 5.1-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）

区分	選定基準	選定理由
自然との触れ合い性		
A-①	天然記念物 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	我が国にとって、学術上価値の高いものとして、国、宮城県、仙台市が指定している地形・地質、動物、植物である。このため、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	国登録文化財 県指定文化財 市指定文化財 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	我が国にとって、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県、仙台市が指定している史跡及び建造物（有形文化財）である。このため、事業の立地を回避する必要がある。

5.1.2 本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象

本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由を表 5.1-2 に示す。

表 5.1-2 本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (Bランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年法律第29号)	治水上のための砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地である。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。
B-②	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)	急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地である。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。
B-③	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(昭和12年法律第75号)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域である。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。
自然との触れ合い性		
B-④	自然公園区域 「県立自然公園条例」(昭和34年宮城県条例第20号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものである。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。
B-⑤	緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年宮城県条例第25号)	
B-⑥	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年仙台市条例第47号)	地域の美観風致を維持するために指定されている樹木である。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)	学術上重要な文化財が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。
生活環境の保全性		
B-⑧	騒音に係る環境基準のAA類型 (療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成5年法律第91号)	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域である。このため、事業の立地に当たっては、相当程度の配慮が必要である。

5.1.3 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象

本事業の立地に当たって留意する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由を表 5.1-3 に示す。

表 5.1-3(1) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象 (C ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
C-①	土石災害危険箇所（土石流危険区域、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所） 「土石災害危険箇所図公表システム」（宮城県 HP、平成 29 年 7 月閲覧）	土石流や急傾斜地崩壊等の危険が生じる恐れのある土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
自然環境の保全性		
C-②	注目すべき地形・地質 「日本の典型地形都道府県別一覧」（平成 11 年、国土地理院） 「日本の地形レッドデータブック第 1 集」（平成 12 年、小泉武栄他） 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年、仙台市）	学術上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-③	脆弱性の高い植生 自然性の高い植生 人里的風景を構成する植生（景観的要素） 「平成 27 年度仙台市植生図」（仙台市 HP、平成 29 年 7 月閲覧）	脆弱性・自然性の高い植生、又は人里的風景を構成する植生の生育が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-④	特定植物群落・希少な植物群落 「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省生物多様性センターHP、平成 29 年 7 月閲覧） 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物－RED DATA BOOK MIYAGI 2016－」（宮城県、平成 28 年 3 月）	保全上重要な植物群落が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑤	植物生育地として重要な地域 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、平成 29 年 3 月）	
C-⑥	動物生息地として重要な地域 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、平成 29 年 3 月）	保全上重要な動物の生息地が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑦	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）	狩猟を禁止する等により、野生鳥獣を保護する区域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。

表 5.1-3(2) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象 (Cランク)

区分	選定基準	選定理由
自然との触れ合い性		
C-⑧	自然的景観資源 「第3回自然環境保全基礎調査 宮城県自然環境情報図」(平成元年、環境庁) 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成29年3月)	景観保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑨	歴史的・文化的景観資源 「宮城県神社庁HP」(平成29年7月閲覧) 等	景観保全上重要な建造物や樹木が確認されている土地である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑩	自然との触れ合いの場 「杜の都わがまち緑の名所100選」(仙台市HP、平成29年7月閲覧) 「仙台市内のレクリエーション農園一覧」(仙台市HP、平成29年1月) 等	不特定多数の人による自然を活用した活動の場である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
生活環境の保全性		
C-⑪	騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域) 「環境基本法」(平成5年法律第91号)	静穏であることが求められる地域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑫	保安林 「森林法」(昭和26年法律第249号)	国土の保全を目的に定められた地域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑬	河川 「みやぎの河川・ダム・海岸 宮城県河川・海岸図」(宮城県土木部河川課、平成29年3月) 「仙台の河川」(仙台市HP、平成29年7月閲覧) ため池 「基盤地図情報」(国土交通省HP、平成30年5月閲覧)	地域の動植物の生育・生息地として、また用水など生活資源としての河川・湖沼である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑭	水質保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年仙台市条例第39号)	排水水の水質を規制する必要があると認められる地域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。

5.2 自然環境等で配慮すべき地域又は対象への影響

対象事業実施区域及びその周辺地域の「保全等に配慮すべき地域又は対象等」について、本事業による影響を踏まえた配慮区分を整理した。なお、配慮区分は、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性を考慮した影響の有無について、以下の3つに区分した。

配慮区分「○」：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

配慮区分「△」：計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

配慮区分「×」：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象（選定しない）

5.2.1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象の配慮区分

本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の配慮区分を表5.2-1に、保全等に配慮すべき地域又は対象等の位置関係を図5.2-1に示す。

表 5.2-1(1) 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
自然との触れ合い性			
A-①：天然記念物 【参照：図 5.2-1】			
	カモシカ（動物：哺乳類）	○	計画地内及び動物への影響が想定される計画地から200mの範囲で確認される可能性がある。現時点では立地を回避するものではないが、事業の立地に当たっては相当程度の配慮を要する。
	ヤマネ（動物：哺乳類）	×	計画地内及び動物への影響が想定される計画地から200mの範囲には、本種の生息地となる山地～亜高山帯の自然林が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	ヒシクイ（動物：鳥類） マガン（動物：鳥類） コクガン（動物：鳥類）	×	動物への影響が想定される計画地から200mの範囲で確認される可能性がある。一方、鳥類は移動性が高く、計画地内にもこれらの種の生息地（採餌場所を含む）となる湖沼や水田地帯は存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	オジロワシ（動物：鳥類） オオワシ（動物：鳥類）	×	動物への影響が想定される計画地から200mの範囲で確認される可能性がある。一方、鳥類は移動性が高く、計画地内にもこれらの種の生息地（採餌場所を含む）となる湖沼や河川は存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	イヌワシ（動物：鳥類）	○	動物への影響が想定される計画地から200mの範囲で確認される可能性がある。現時点では立地を回避するものではないが、事業の立地に当たっては相当程度の配慮を要する。
	簗桜（植物）	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から200mの範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。

表 5.2-1(2) 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
自然との触れ合い性			
A-②：指定文化財 【参照：図 5.2-1】			
	宇那禰神社本殿 附 棟札5枚	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から1kmの範囲内に位置する。直接改変するものではないため、特に配慮を要しないと判断した。
	中原浄水場旧管理事務所 菊地家住宅隠居所 菊地家住宅主屋 菊地家住宅板倉 菊地家住宅土蔵 諏訪神社本殿 附 棟札12枚 西館跡（史跡） 簪桜（植物）	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から1kmの範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。

5.2.2 本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象の配慮区分

本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の配慮区分を表 5.2-2(1)及び(2)に、保全等に配慮すべき地域又は対象等の位置関係を図 5.2-2 に示す。

表 5.2-2(1) 本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
土地の安定性			
B-①：砂防指定地 【参照：図 5.2-2】			
	聖沢、聖沢、夜盗沢、水浅川、芋沢川、赤坂川、大堀沢	×	計画地には、砂防指定地が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
B-②：急傾斜地崩壊危険区域 【参照：図 5.2-2】			
	39 向田の 1	×	計画地には、急傾斜地崩壊危険区域が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
B-③：土砂災害警戒区域 【参照：図 5.2-2】			
	・急傾斜地の崩壊 芋沢新田、みやぎ台一丁目、 要害など10箇所 ・土石流 長坂沢、板橋沢1、板橋沢2 など28箇所	×	計画地には、土砂災害警戒区域が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
B-③：土砂災害特別警戒区域 【参照：図 5.2-2】			
	・急傾斜地の崩壊 芋沢新田、みやぎ台一丁目、 要害など10箇所 ・土石流 長坂沢、板橋沢1、板橋沢2 など22箇所	×	計画地には、土砂災害特別警戒区域が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。

表 5.2-2(2) 本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
自然との触れ合い性			
B-④：自然公園区域 【参照：図 5.2-2】			
	県立自然公園船形連峰	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。
B-⑤：緑地環境保全地域 【参照：図 5.2-2】			
	蕃山・斎勝沼県緑地環境保全地域	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。
	権現森緑地環境保全地域	×	
B-⑥：保存樹木 【参照：図 5.2-2】			
	宇那禰神社のすぎ (1) 宇那禰神社のすぎ (3) 宇那禰神社のすぎ (4) 宇那禰神社のひのき	△	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲内に位置する。直接改変は行わないため、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	愛子駅前のしだれざくら 上愛子のあかがし 栗生のいちい 下愛子のかんざしざくら せいざん（愛子）の臥龍梅 同慶寺のいろはもみじ 弥勒寺のいちょう 弥勒寺のかつら 弥勒寺のさるすべり	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。
B-⑦：埋蔵文化財包蔵地（遺跡） 【参照：図 5.2-2】			
	成田山館遺跡、杭城館跡、柿屋敷板碑など 86 件	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲内に位置する。直接改変するものではないため、特に配慮を要しないと判断した。
生活環境の保全性			
B-⑧：騒音に係る環境基準の AA 類型			
	騒音に係る環境基準の AA 類型	×	計画地及びその周囲には、環境基準の AA 類型の指定地域が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。

5.2.3 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象の配慮区分

本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）の配慮区分を表 5.2-3(1)～(4)に、保全等に配慮すべき地域又は対象等の位置関係を図 5.2-3(1)～(4)に示す。

表 5.2-3(1) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
土地の安定性			
C-①：土砂災害危険箇所 【参照：図 5.2-3(1)】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険区域（49箇所） ・土石流危険溪流（46箇所） ・急傾斜地崩壊危険箇所（68箇所） 	×	計画地には、災害の危険箇所が存在しないため、特に配慮を要しないと判断した。
自然環境の保全性			
C-②：注目すべき地形・地質 【参照：図 5.2-3(1)】			
	愛子（活断層地形）	○	計画地には、学術上重要な地形・地質、自然現象が存在する。現時点では立地を回避するものではないが、事業の立地に当たっては留意が必要である。
C-③-1：脆弱性の高い植生 【参照：図 5.2-3(2)】			
	ケヤキ群落(IV) [植生自然度 9]	×	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	ハンノキ群落(IV) [植生自然度 9]	×	
	ヒルムシロクラス [植生自然度 10]	×	
C-③-2：自然性の高い植生 【参照：図 5.2-3(2)】			
	ヤナギ低木群落(IV) [植生自然度 9]	△	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布する。直接変化は行わないため、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	ヨシクラス [植生自然度 10]	×	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	ヒルムシロクラス [植生自然度 10]	×	
	チシマザサ群落(II) [植生自然度 9]	×	
	ケヤキ群落(IV) [植生自然度 9]	×	
	ハンノキ群落(IV) [植生自然度 9]	×	

表 5.2-3(2) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
自然環境の保全性			
C-③-3：人里的風景を構成する植生（景観的要素） 【参照：図 5.2-3(2)】			
	アカマツ群落(V) [植生自然度 7]	○	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布する。これらの植生は人里的風景を構成する植生として重要であるため、事業の立地に当たっては留意が必要である。
	クリーコナラ群集 [植生自然度 7]	○	
	スギ・ヒノキ・サワラ植林 [植生自然度 6]	○	
	ススキ群団(V)[植生自然度 5]	△	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布する。これらの植生は自然性が高くないため、立地を回避するものではないが、動物の生息環境への間接的な影響が懸念される。
	果樹園[植生自然度 3]	△	
	畑雑草群落[植生自然度 2]	△	
	水田雑草群落[植生自然度 2]	△	
	クリーミズナラ群集 [植生自然度 7]	×	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	ヒルムシロクラス [植生自然度 10]	×	
	竹林[植生自然度 7]	×	
	緑の多い住宅地[植生自然度 2]	×	
C-④：特定植物群落・希少な植物群落 【参照：図 5.2-3(2)】			
	黒森山のソヨゴ群落	×	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
C-⑤：植物生育地として重要な地域 【参照：図 5.2-3(2)】			
	奥武士・大倉地区の里地・里山植生	○	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲が、植物生育地として重要な地域に含まれる。現時点では立地を回避するものではないが、事業の立地に当たっては留意が必要である。
	黒森山国有林のソヨゴ林と周辺の植生	×	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	黒森山頂上付近の植生	×	
	松尾山頂上付近の植生	×	
	名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	×	
	七北田川下流域の河畔植生	×	
	根白石（朴沢・実沢・福岡）地域及び西田中地域の里地・里山植生	×	
	奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生	×	
	大倉・芋沢丘陵地の植生	×	

表 5.2-3(3) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
自然環境の保全性			
C-⑥：動物生息地として重要な地域 【参照：図 5.2-3(3)】			
	奥武士・大倉地区	○	計画地内及び動物への影響が想定される計画地から 200mの範囲は、動物生息地として重要な地域に含まれる。現時点では立地を回避するものではないが、事業の立地に当たっては留意が必要である。
	権現森、広瀬川（中～下流域）	×	計画地内及び動物への影響が想定される計画地から 200mの範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
	七北田川（中流域～河口）	×	
	奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊	×	
	奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	×	
	西田中地区	×	
C-⑦：鳥獣保護区 【参照：図 5.2-3(3)】			
	仙台、蕃山、奥武士、大倉ダム	×	計画地内及び動物への影響が想定される計画地から 200mの範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。
自然との触れ合い性			
C-⑧：自然的景観資源 【参照：図 5.2-3(4)】			
	権現森、岩傘山、仙台市白沢・広瀬川中流付近、落合・愛子・白沢広瀬川畔	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。
C-⑨：歴史的・文化的景観資源 【参照：図 5.2-3(4)】			
	正法寺、臨済院、宇那禰神社、鹽竈神社	△	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲内に位置する。直接改変は行わないため、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	大門寺、活牛寺、慈晃院、長泉寺、徳源寺、佛国寺、弥勒寺、安養寺、大満寺、見松寺、大國神社、大堀神社、熊野神社、青木明神、諏訪神社、住吉神社	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。
C-⑩：自然との触れ合いの場 【参照：図 5.2-3(4)】			
	芋沢川農園	△	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲内に位置する。直接改変は行わないため、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	権現森 鳴合峡谷 渋谷観光農園 早坂農園 JA サラダ農園	×	自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される計画地から 1km の範囲より離れているため、特に配慮を要しないと判断した。

表 5.2-3(4) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）の配慮区分

区分	地域又は対象	配慮区分	選定理由
生活環境の保全性			
C-⑪：騒音に係る環境基準のA類型 【参照：図 5.2-3(4)】			
	専ら住居の用に供される地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域	△	騒音の影響範囲と想定される計画地から 500m の範囲内に、環境基準の A 類型の指定地域が存在する。立地を回避するものではないが、事業の実施に際しては環境基準を満たすよう留意する。
C-⑫：保安林 【参照：図 5.2-3(4)】			
	水源涵養保安林 土砂流出防備林 保健保安林	×	計画地内及び植物への影響が想定される計画地から 200m の範囲に分布しないため、特に配慮を要しないと判断した。
C-⑬：河川 【参照：図 5.2-3(4)】			
	芋沢川、蒲沢川	△	計画地周辺に存在する。直接改変は行わないため、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	広瀬川	△	計画地から離れているものの、芋沢川もしくは浦澤川からの流入があることから、間接的な影響が懸念される。
	斎勝川、七北田川、八乙女川、萱場川、西田中川、赤坂川、堀切川、塩沢川、花輪川	×	計画地から離れている、もしくは別流域に位置するため、特に配慮を要しないと判断した。
	ため池	○	計画地内に小規模なため池が含まれる。現時点では立地を回避するものではないが、事業の立地に当たっては留意が必要である。
C-⑭：水質保全区域 【参照：図 5.2-3(4)】			
	水質保全区域	×	計画地は水質保全区域に含まれるが、広瀬川への直接の排水はないため、特に配慮を要しないと判断した。

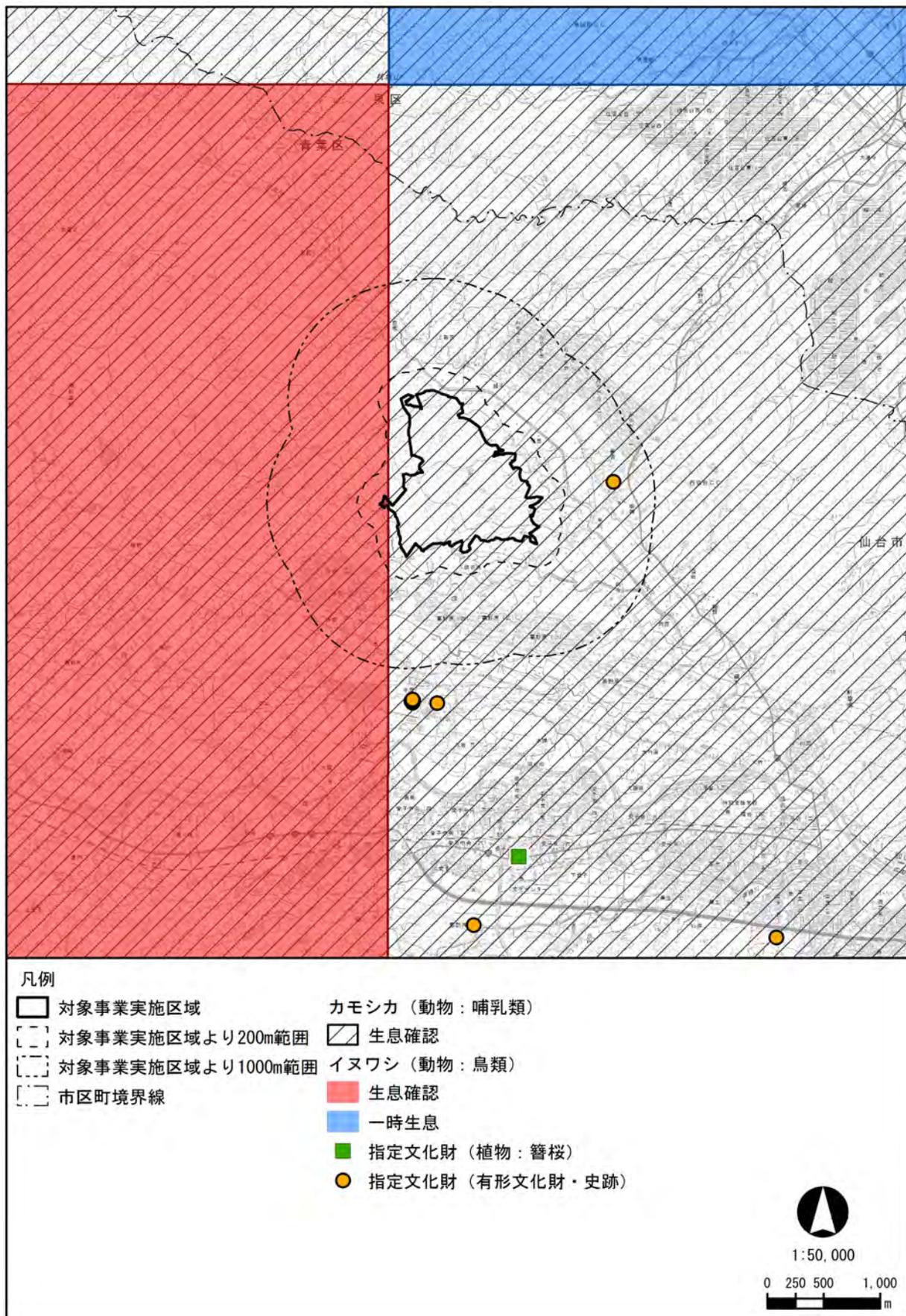


図 5.2-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）

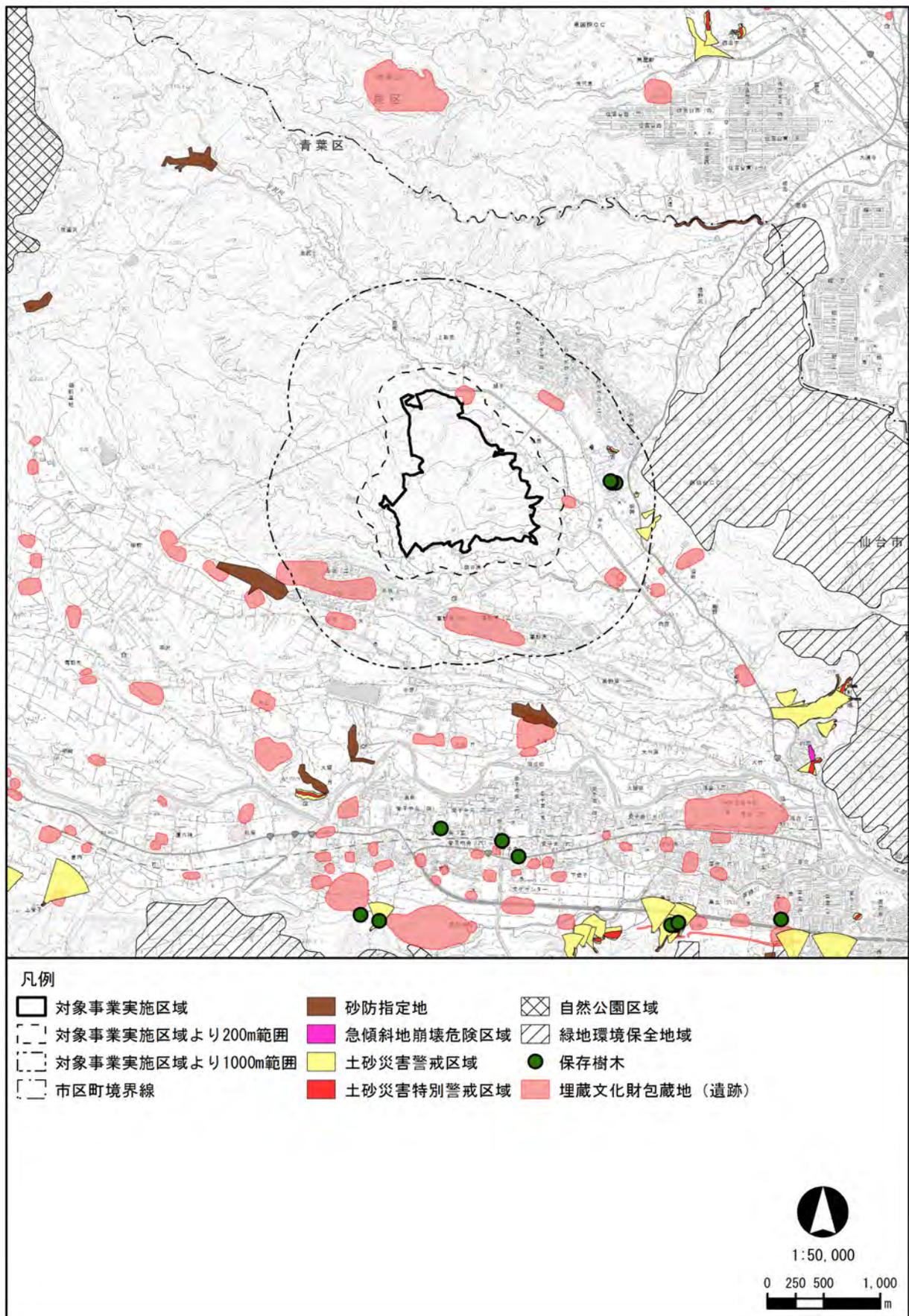
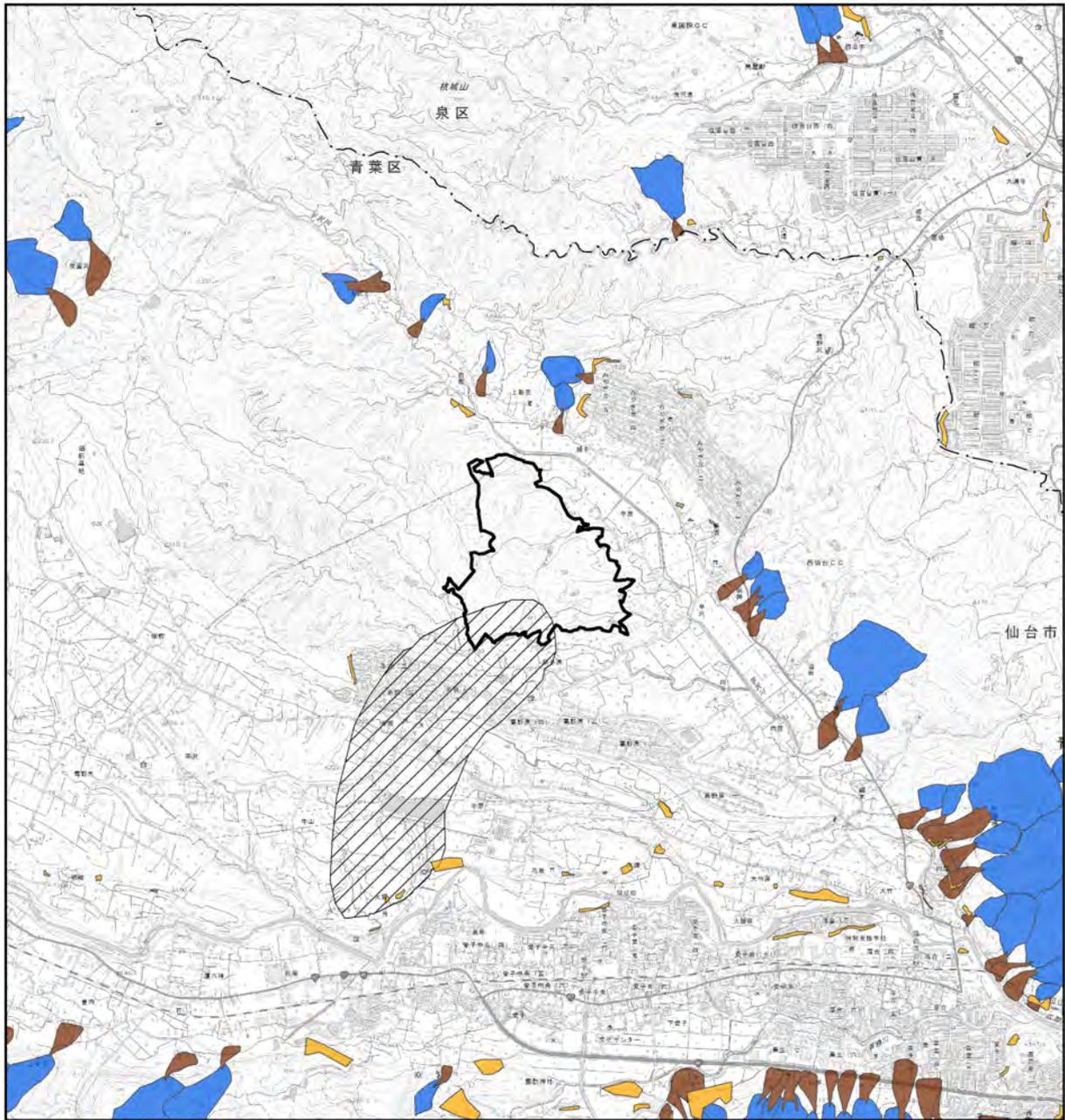


図 5.2-2 本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）



- 凡例
- | | | |
|----------|------------|------------|
| 対象事業実施区域 | 土石流危険区域 | 注目すべき地形・地質 |
| 市区町境界線 | 土石流危険溪流 | |
| | 急傾斜地崩壊危険箇所 | |

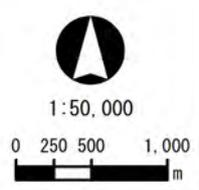
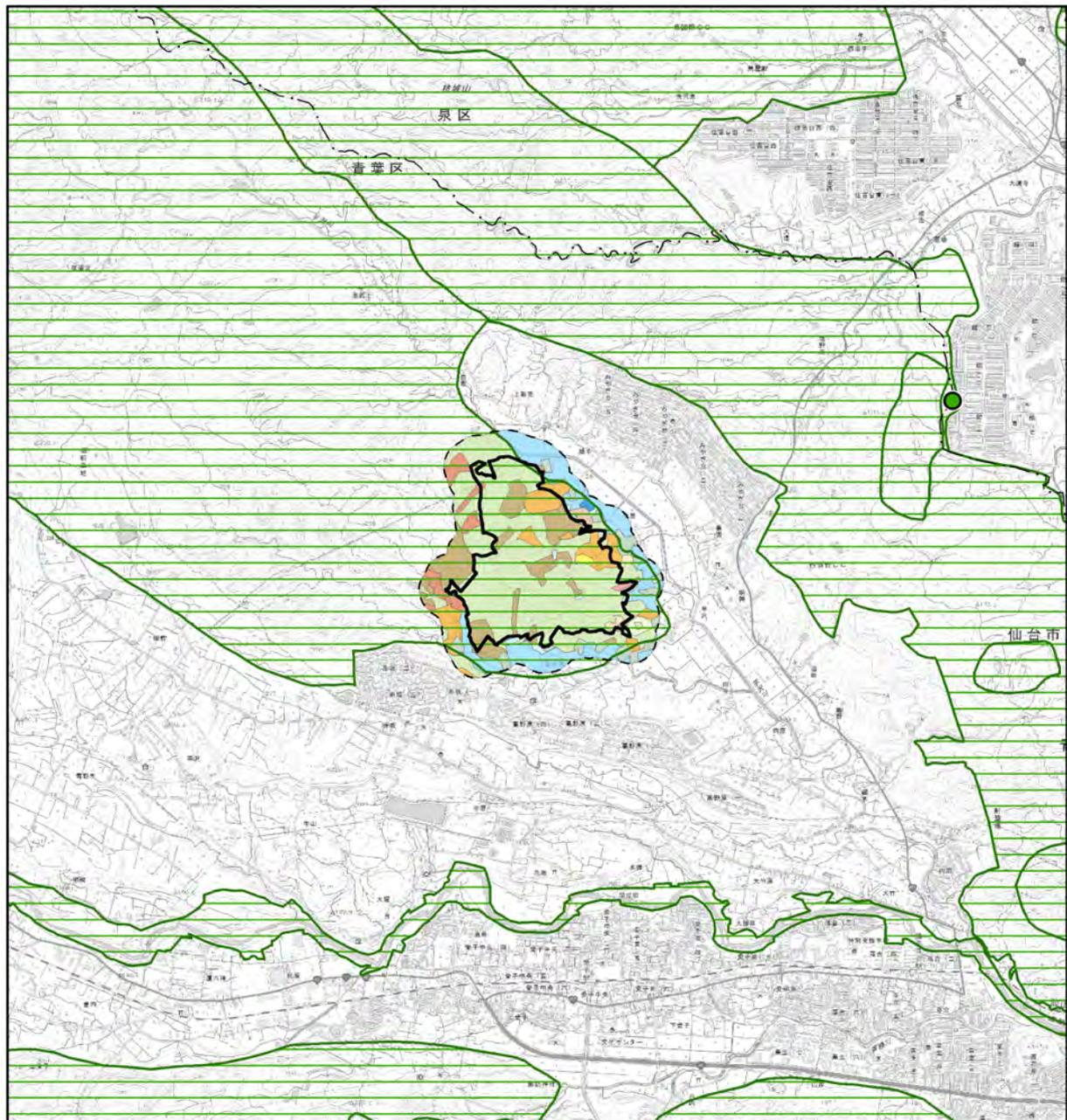


図 5.2-3(1) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象 (C ランク)



凡例

- | | | |
|------------------|------------------|----------------|
| 対象事業実施区域 | 12. ヤナギ低木群落 (Ⅳ) | 特定植物群落・希少な植物群落 |
| 対象事業実施区域より200m範囲 | 17. アカマツ群落 (Ⅴ) | 植物生育地として重要な地域 |
| 市区町境界線 | 18. 落葉広葉低木群落 | |
| | 19. ススキ群団 (Ⅴ) | |
| | 20. 伐採跡地群落 (Ⅴ) | |
| | 21. クリーコナラ群集 | |
| | 29. スギ・ヒノキ・サワラ植林 | |
| | 35. 路傍・空地雑草群落 | |
| | 36. 果樹園 | |
| | 37. 畑雑草群落 | |
| | 38. 水田雑草群落 | |
| | 40. 緑の多い住宅地 | |
| | 44. 開放水域 | |

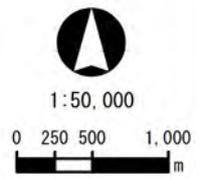
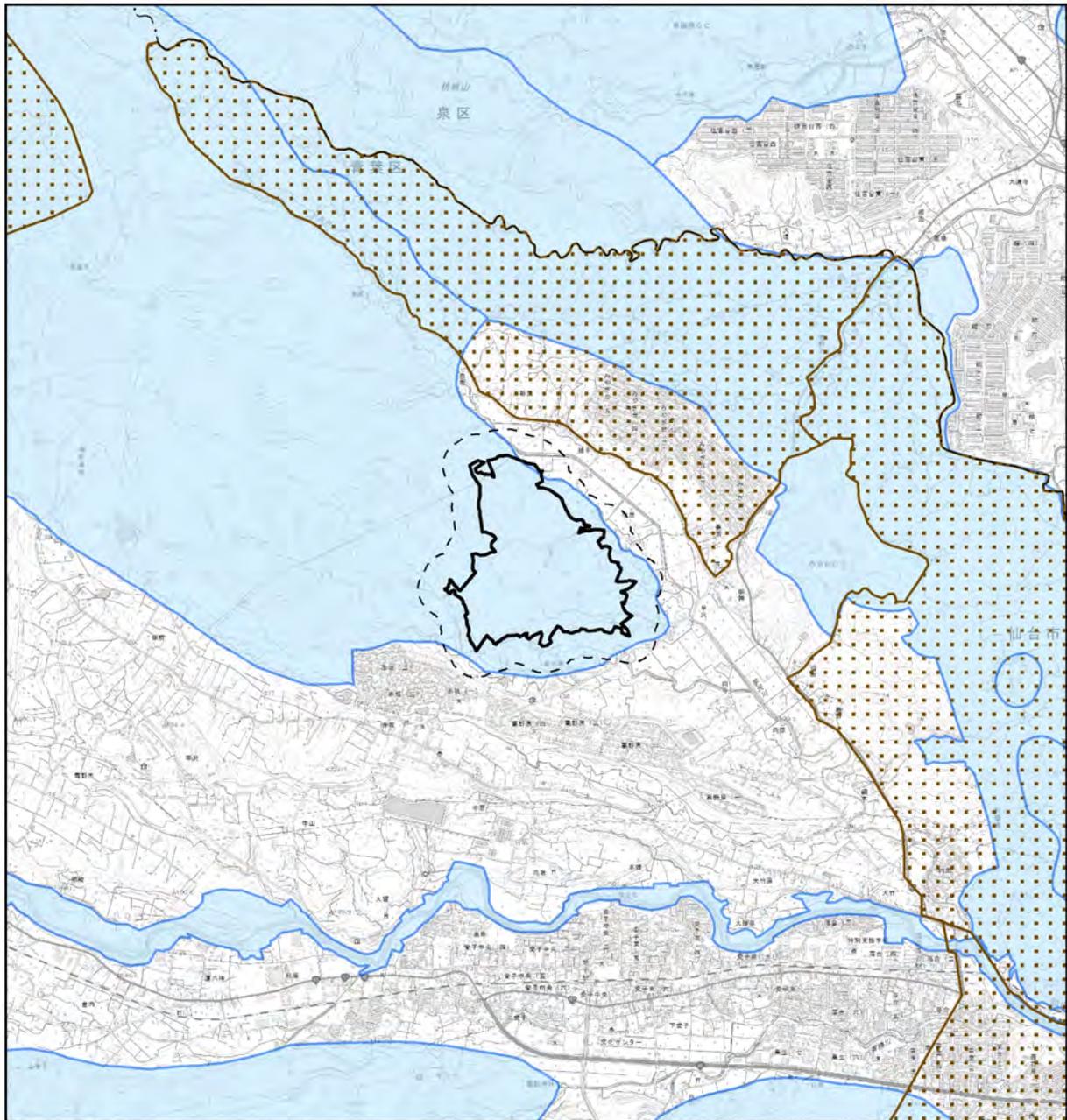


図 5.2-3(2) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象 (C ランク)



凡例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  動物生息地として重要な地域 |
|  対象事業実施区域より200m範囲 |  鳥獣保護区 |
|  市区町境界線 | |

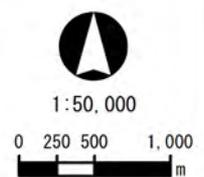
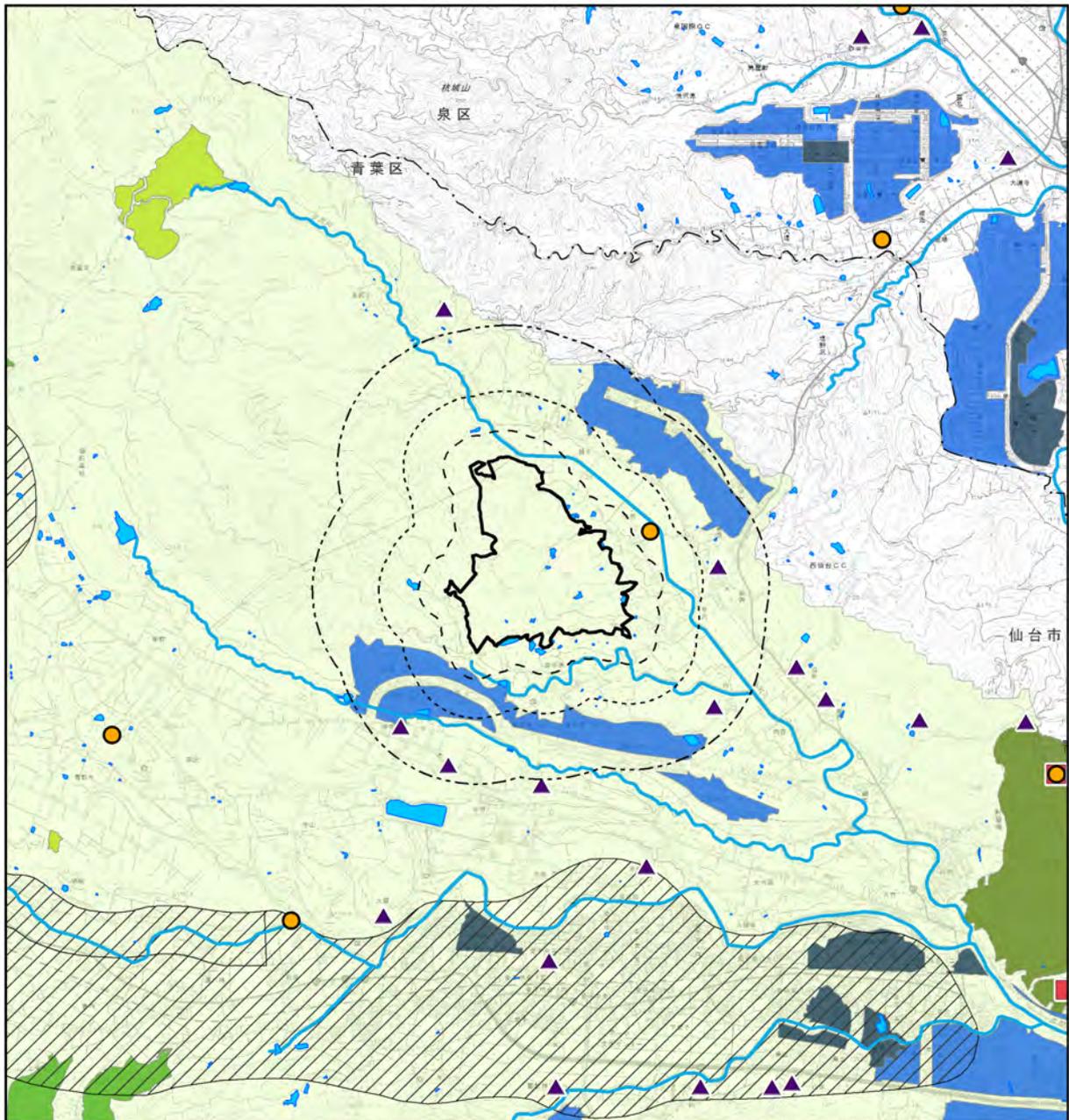


図 5.2-3(3) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象 (C ランク)



凡例

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 対象事業実施区域 ○ 対象事業実施区域より200m範囲 ○ 対象事業実施区域より500m範囲 ○ 対象事業実施区域より1000m範囲 □ 市区町境界線 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然的景観資源 ▲ 自然的景観資源 ▲ 歴史的・文化的景観資源 ● 自然との触れ合いの場 ■ 保安林 ■ 水源涵養保安林 ■ 土砂流出防備保安林 ■ 保健保安林 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ ため池（既存） — 河川 ■ 水質保全区域 |
|---|---|--|

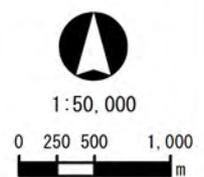


図 5.2-3(4) 本事業の立地に当たって留意する地域又は対象 (C ランク)

5.2.4 配慮区分による「自然環境等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

配慮区分による「自然環境等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象を表 5.2-4 及び図 5.2-4 に示す。

表 5.2-4 配慮区分による「自然環境等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

区分	地域又は対象	配慮区分	
本事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）			
A-①：天然記念物	カモシカ（動物：哺乳類）	○	
	イヌワシ（動物：鳥類）	○	
本事業の立地に当たって相当程度の配慮を要する地域又は対象（B ランク）			
B-⑥：保存樹木	宇那禰神社のすぎ（1） 宇那禰神社のすぎ（3） 宇那禰神社のすぎ（4） 宇那禰神社のひのき	△	
本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（C ランク）			
C-②：注目すべき地形・地質	愛子（活断層地形）	○	
C-③-2：自然性の高い植生	ヤナギ低木群落（IV） [植生自然度 9]	△	
C-③-3：人里的風景を構成する植生 （景観的要素）	アカマツ群落（V） [植生自然度 7]	○	
	クリーコナラ群集 [植生自然度 7]	○	
	スギ・ヒノキ・サワラ植林 [植生自然度 6]	○	
	ススキ群団（V）[植生自然度 5]	△	
	果樹園[植生自然度 3]	△	
	畑雑草群落[植生自然度 2]	△	
	水田雑草群落[植生自然度 2]	△	
C-⑤：植物生育地として重要な地域	奥武士・大倉地区の里地・里山植生	○	
C-⑥：動物生息地として重要な地域	奥武士・大倉地区	○	
C-⑨：歴史的・文化的景観資源	正法寺、臨濟院、宇那禰神社、鹽竈神社	△	
C-⑩：自然との触れ合いの場	芋沢川農園	△	
C-⑪：騒音に係る環境基準の A 類型	専ら住居の用に供される地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域	△	
	C-⑬：河川	芋沢川、蒲沢川	△
		広瀬川	△
	ため池	○	

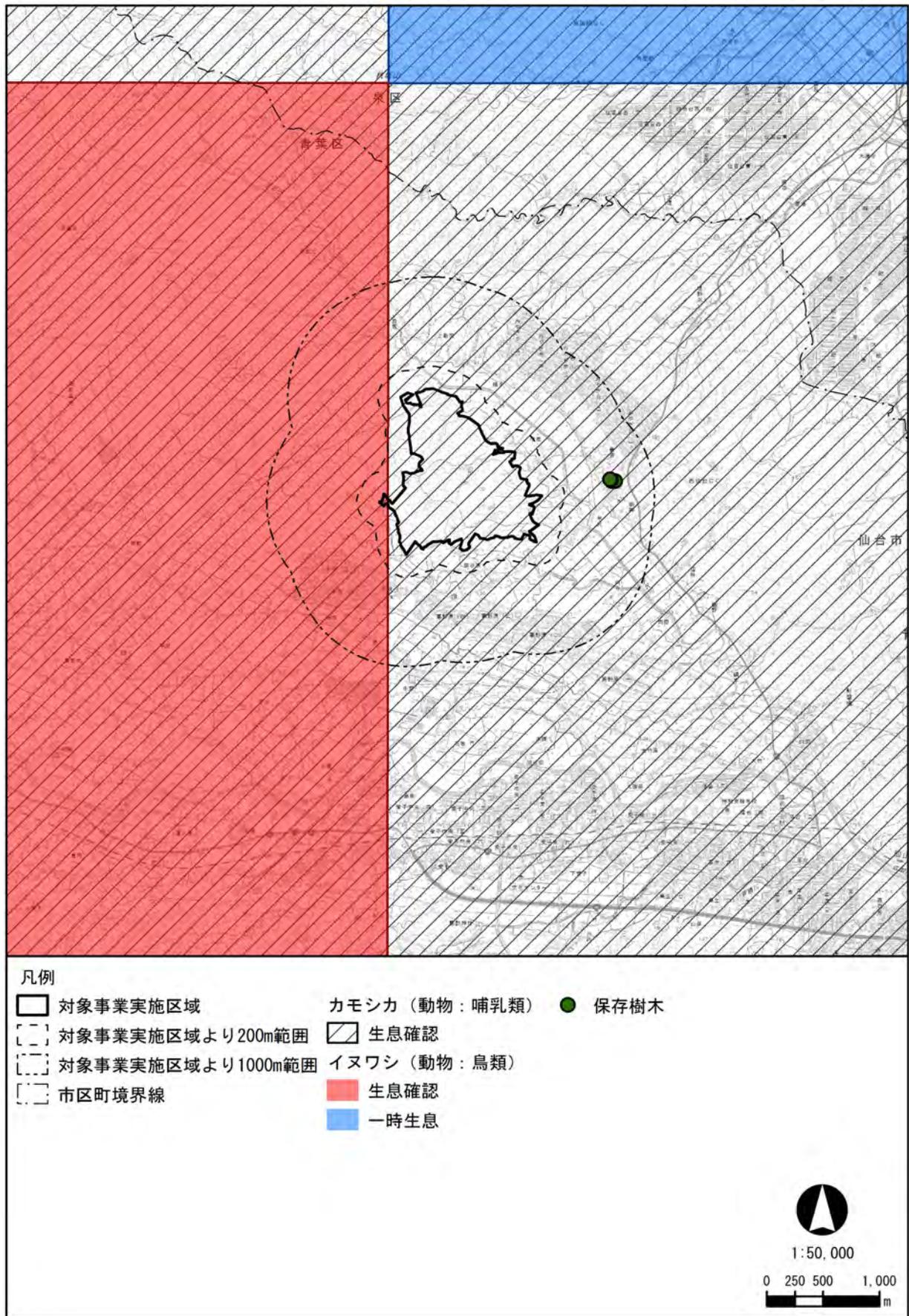


図 5.2-4(1) 配慮区分による「自然環境等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

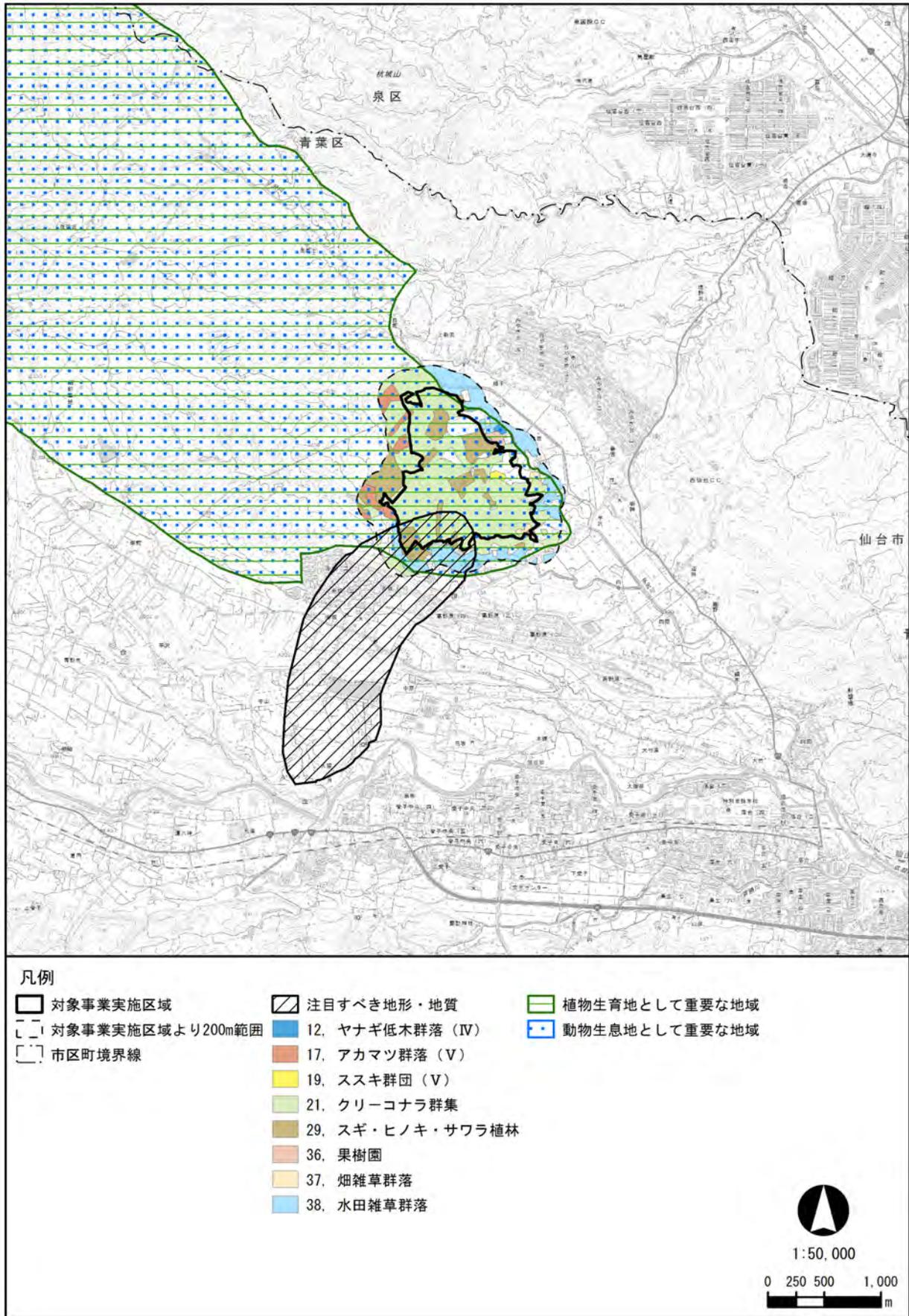


図 5.2-4(2) 配慮区分による「自然環境等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

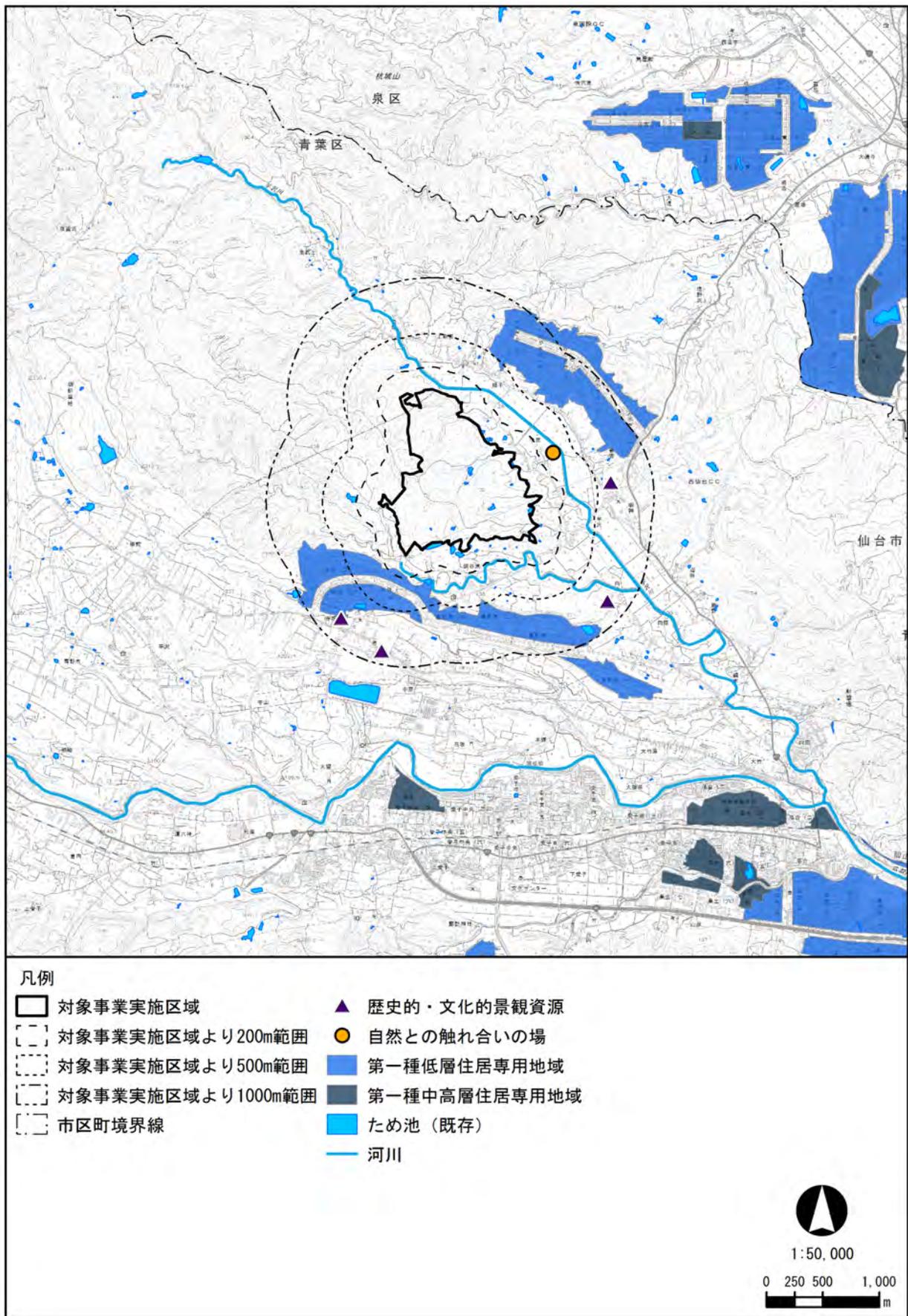


図 5.2-4(3) 配慮区分による「自然環境等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

5.3 自然環境等で配慮すべき内容

今後の事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき事項、環境保全の方針は、以下の通りである。

5.3.1 水象

事前調査の結果から、計画地及びその周辺には、本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）として、「芋沢川」、「蒲沢川」、「広瀬川」、「ため池」が存在しており、事業実施に伴う濁水の発生により、河川やため池等の水質に影響を及ぼすことが想定される。

事業計画の立案にあたっては、現況地形を極力活かした造成を行い、改変面積を最小限にとどめ、既存水系への影響の低減に努める。また、土砂流出防止柵の設置、施工中の仮設の防災施設（沈砂池等を含む）の設置、供用時の調整池の設置など、計画地周辺への影響を極力低減するような工事計画を検討する。

5.3.2 地形・地質

事前調査の結果から、計画地内及びその周辺には、本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）として、「愛子（活断層地形）」が存在する。

事業計画の立案にあたっては、現況地形を極力活かした造成を行い、改変面積を最小限にとどめるとともに、地震時においても法面の安定性が確保されるよう適切な造成計画を検討する。

5.3.3 植物

事前調査の結果から、計画地内及び植物への影響が想定される計画地から200mの範囲は、植物生育地として重要な地域「奥武士・大倉地区の里地・里山植生」に含まれており、注目すべき植物の生育が確認される可能性が高い。また、計画地内及び植物への影響が想定される計画地から200mの範囲には、人里的風景を構成する植生として重要である植生自然度6・7の「アカマツ群落(V)」、「クリーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が分布する。

事業計画の立案にあたっては、改変面積を最小限にとどめるとともに、ため池を極力保全する。また、計画地内の伐採エリアを極力分散させ、既存の植生がモザイク状に残置するような施設配置を検討する。さらには、必要に応じて希少植物に対する代償措置についても視野に入れた施設配置や希少植物への影響を極力低減するような工事計画等を検討する。なお、計画地内の残置森林については、適切な維持管理を行い、二次林の健全な育成を図る。

5.3.4 動物

事前調査の結果から、計画地内及び動物への影響が想定される計画地から200mの範囲は、動物生息地として重要な地域「奥武士・大倉地区」に含まれており、天然記念物の「カモシカ」、「イヌワシ」をはじめ、注目すべき動物の生息が確認される可能性がある。

事業計画の立案にあたっては、改変面積を最小限にとどめるとともに、ため池を極力保全する。さらには、必要に応じて希少動物に対する代償措置についても視野に入れた施設配置や希少動物への影響を極力低減するような工事計画等を検討する。

5.3.5 景観

事前調査の結果から、計画地周辺には、本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）として、歴史的・文化的景観資源である「宇那禰神社」などが存在しており、本事業の実施により計画地周辺の眺望等に変化が生じることが考えられる。

事業計画の立案にあたっては、パネルの配置に配慮するとともに、発電施設の周囲に緑地帯を配置するなど、周囲の景観との調和に留意する。

5.3.6 自然との触れ合いの場

事前調査の結果から、計画地周辺には、本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）として、自然との触れ合いの場である「芋沢川農園」などが存在している。

本事業は、これら自然との触れ合いの場を改変するものではないが、事業計画の立案に際しては、工事中及び供用後の車両走行ルートを選定等に留意する。また、残置森林については、遊歩道などを整備し、新たな自然との触れ合いの場として一般開放することを検討する。

5.3.7 文化財

事前調査の結果から、計画地周辺には、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき文化財は確認されなかった。

5.3.8 その他（騒音）

事前調査の結果から、本事業の立地に当たって留意する地域又は対象（Cランク）として、騒音に係る環境基準のA類型である「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」が存在することから、パワーコンディショナーなどの発電設備の設置に際しては民家との隔離距離を十分に確保し、また、配置計画の内容に応じて、低騒音型の設備採用や防音壁等の防音対策も検討することで、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な事業計画を検討する。